

佐賀県告示第 124 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 31 年 3 月 22 日から平成 31 年 4 月 22 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 江上光法停車場線	佐賀市北川副町大字光法字増田分 993 番 8 地先から 佐賀市北川副町大字光法字二本黒木 1225 番 10 地先まで	平成 31 . 3 . 22
県道 松尾佐賀停車場線	小城市三日月町織島字東一本一割 10 番 4 地先から 小城市三日月町織島字東一本二割 59 番 1 地先まで	〃
	佐賀市大和町大字久留間字下村 5224 番地先から 佐賀市大和町大字久留間字吉富 1733 番 1 地先まで	〃
	佐賀市大和町大字久留間字二本松 370 番地先から 佐賀市大和町大字久留間字二本松 419 番 2 地先まで	〃
県道 藤原松瀬線	佐賀市三瀬村藤原字大佐古 2953 番 1 地先から 佐賀市三瀬村藤原字大佐古 2974 番 74 地先まで	〃
県道 松尾湯の原線	佐賀市三瀬村杠字中谷 781 番 1 地先から 佐賀市三瀬村杠字中谷 810 番 1 地先まで	〃
	佐賀市三瀬村杠字浦田 733 番 8 地先から 佐賀市三瀬村杠字浦田 735 番地先まで	〃
	佐賀市富士町大字関屋字篠峠 1752 番 1 地先から 佐賀市富士町大字小副川字笹峠 5816 番 1	〃

地先まで